

第88号議案

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を
改正する条例

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（昭和48年島
根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条中「若しくは第2号」を削る。

第7条第1項中「第12条第1項の表の第2号又は第45条第1項の表の第2号」
を「第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の特定地域の振興を
促進するための県税の課税免除等に関する条例の規定は、平成19年4月1日から
適用する。